

## 国税質問検査章規則の一部を改正する省令要旨

- 1 質問検査章の書式について、報告事項に相当する事項の提供を求めるために必要な措置が講じられている一定の外国に係る報告事項の提供に関する調査が追加されたこと等に伴う所要の規定の整備を行うこととする。(第2条関係)
- 2 質問検査章の書式について、日本工業規格が日本産業規格に名称変更されることに伴う所要の整備を行うこととする。(別表第1～別表第6関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、別段の定めがあるものを除き、平成31年4月1日から施行することとする。(附則関係)